

新型コロナウイルス感染症による出席停止、臨時休業等について

現在、愛知県において、再び緊急事態宣言が発出されるなど、大変厳しい状況が続いています。そのような状況の中、お子様、ご家族が新型コロナウイルス感染症に感染された場合等において、感染拡大防止のため、現時点では次の通り対応をさせていただきます。

	児童・生徒の状況		出席の扱い	学校の休業
1	検査※1結果が陽性		出席停止 (保健所が許可するまで)	保健所の指導のもとで臨時休業の可能性あり※2 (原則3日間) <土日祝を含む>
2	保健所から濃厚接触者と特定された	陽性	検査結果が陽性となった段階で、上記1に同じ	
3		陰性	出席停止 (保健所が指示する期間)	休業なし
4	保健所以外(病院等)の勤めにより検査を受けた	陽性	検査結果が陽性となった段階で、上記1に同じ	
5		陰性	出席停止 (医療機関が指示する期間)	休業なし
6	同居の家族の検査結果が陽性		出席停止 (保健所が指示する期間)	休業なし
7	同居の家族が濃厚接触者と特定された場合		登校を控える(出席停止の扱い) (該当家族の検査で陰性の結果が出るまで)	休業なし
8	本人もしくは同居の家族が感染した疑い(風邪症状、発熱、倦怠感等の症状がみられる)がある場合		登校を控える(出席停止の扱い) (家庭内感染の疑いがなくなるまで)	休業なし
9	児童生徒が新型コロナワクチンの接種を行うため、または接種後に生じた副反応のために学校を欠席、遅刻、早退する場合		出席停止 (接種後に生じた副反応のために欠席、遅刻、早退する場合についても同様)	休業なし

※1 検査は、新型コロナウイルスの感染を判断するすべての検査を指します。PCR検査、抗原検査がそれにあたります。

※2 一人の児童生徒の感染が確認されたら、臨時休業の必要性について関係機関と協議し、臨時休業が必要であると判断された場合は、臨時休業期間や対象範囲(学校、学年、学級)について関係機関の指導のもとで決定することとします。その場合、臨時休業中に予定されている行事が中止・延期となる場合があります。

<その他>

○ 教職員もしくはその家族が、1～9に該当する場合もこれに準じた対応をします。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止解除届の提出は必要ありません。

※ 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないことをご家庭でも話題にしてください。